

## 第7回 宮城県特別支援教育将来構想審議会 主な御意見

課 題	主 な 意 見
<p>発達障害</p> <p><b>課題1</b> 「通常の学校における発達障害児童生徒の支援」</p> <p><b>課題2</b> 「特別支援学校における自閉症児等の支援」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 居住地の小・中学校の通常の学級や特別支援学級を希望する児童生徒や保護者が増えるのは当然のことであり、それが当たり前になるとよい。</li> <li>● 保健師は就学後も学校の先生方と連携し、保護者を支えるようになっているので、地域にいる保健師と連携を図ってほしい。</li> <li>● 知的な遅れのない発達障害の子どもたちは、療育手帳がなく特別支援学校に進学できないので、是非、高等学校にも特別支援学級を設置してほしい。</li> </ul>
<p>教員の専門性向上</p> <p><b>課題1</b> 「各学校における校内研修の充実」</p> <p><b>課題2</b> 「教員一人一人の専門性向上」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村教育委員会において、どうしても配置できないのが特別支援教育の専門家である。</li> <li>● 学力向上などが優先され、市町村教育委員会だけで特別支援教育を実施することは難しい。</li> <li>● 特別支援教育を市町村だけで完結することは難しい。</li> <li>● 市町村教育委員会では、インクルーシブ教育を進めたくとも進められないのが現状である。</li> <li>● 宮城県には多くの大学があるので、大学の教員をコーディネーターとして活用できる仕組みがあるとよい。</li> </ul>

<p>I C T の活用</p> <p><b>課題</b></p> <p>「児童生徒，教員が I C T を積極的に活用」</p>	
<p>答申中間案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 将来構想の策定については「障害者の権利に関する条約」の批准から記載したほうがよい。</li> <li>● インクルーシブ教育システムに関する説明があるとよい。</li> <li>● 連続性のある多様な学びの場を分かりやすく表現したほうがよい。</li> <li>● 発達障害は「適正発見」とも言われており，発達した時期にならないと診断できない場合もある。</li> <li>● 発達障害の疑いのある子どもたちへの療育支援をし，生活上の困難を克服する必要がある。</li> <li>● 先天性の障害であれば早期から受け入れ療育するが，子どもが何歳になっても障害を認めたくない保護者もいる。</li> <li>● 保健師は子どもたちの発達を見ながら，子育て支援をしている。</li> <li>● 保健師は保護者に寄り添いながら支援しているが，保護者はデリケートである。</li> <li>● 様々な支援を必要としている保護者もいる。</li> <li>● 小・中学校の特別支援教育は進められているが，幼稚園等を対象とした研修は少ない。</li> <li>● 放課後児童クラブ等には支援が必要な子どもも多く，人手が足りず振り回されており，このような所も含めた連携が必要である。</li> <li>● 特別な支援が必要な子どもに，うまく対応している幼稚園もある。</li> <li>● 発達障害かどうかはつきりしない子どもにも対応する必要がある。</li> <li>● 乳幼児期からの早期支援体制を充実させ，小学校に入学するまでの移行をスムーズにする必要がある。</li> <li>● 乳幼児期からの支援には，教育との連携も必要である。</li> <li>● 小・中学校にも教育相談の専門性がある。</li> <li>● 就学指導の専門は学校であり，就学前の子どもたちの保護者が学校に相談できるとよい。</li> <li>● 常に卒業後の受け入れ先との連携を考える必要である。</li> <li>● 障害のある子どもたちを長期間就労させるためには，生活支援が必要である。</li> </ul>

- 障害のある子どもが生まれてから保護者は悩んでおり、中年になった子どもの保護者にも悩みがあるため、特別支援学校に在学中から「地域の生活支援センター」等との連携を図る必要がある。
- 不登校児童生徒も特別な教育的ニーズを持っており、特別な支援が必要である。
- 不登校児童生徒へのケアが制度化されている国があり、当県も不登校児童生徒が多いため検討すべきである。
- 当県は不登校率が高いため、小学校の段階から手立てが必要である。
- 不登校児童生徒への対応として、空き教室を利用し適応指導教室を設置したところ効果的であった。
- 県外では病弱支援学級・学校に、不適応・不登校の児童生徒が在籍している。
- 当県は全国的にも珍しく、病弱支援学級・学校に心因性疾患の子どもを受け入れていない。
- 不登校児童生徒は、将来、引きこもりになることもあるため、地域との関わりが必要である。
- 児童生徒数の少ない障害種の特別支援学校における、教員の専門性を担保する文言が必要である。
- 高等学校の空き教室に、特別支援学校の分校・分教室を設置することは、共に学ぶ効果が期待できる。
- 狭隘化への対応を図るため、小・中学校の校舎だけでなく、高等学校の校舎も活用した方がよい。
- 高等学校への特別支援学級の設置は、人材や施設、単位修得等、教育課程の編成など制度的に難しい。
- 高等学校の入学試験に合格した発達障害のある生徒の教育的ニーズには、教員を加配しティーム・ティーチングで対応するとよい。
- 地域の小・中学校で特別支援学校の子どもたちを受け入れる際、小・中学校の子どもたちの意識をどのように変えるかが課題である。
- 特別支援学校のセンター的機能として、ボランティア養成講座等を開催し、同年代の生徒と関わることも必要である。
- 資料編に高等学園の設置場所を示す資料が必要である。
- 目標2「学校づくり」の中に、知的に障害のない、発達障害のある生徒への対応を明記した方がよい。
- 財政的に困難だとしても、特別支援学校の新設と明記する必要がある。
- 医療的ケアを行う体制整備は全ての学校を対象とする必要がある。